

家族旅行



息子が幼稚園のお友達に見栄を張り、行ったこともないのに「北海道旅行をした」と言ったそうです。というのがきっかけで、お盆休みに函館旅行に行ってきました。

電車好きな息子のために、新幹線で4時間以上かけて移動したのでとても疲れしました。盛岡駅で「はやぶさ」と「こまち」の連結作業もみることができました。箱館山の夜景や五稜郭に観光に行くことができ、とても有意義な旅行となりました。

妻が次の旅行先を決めかねていたので、甲子園で優勝した高校の都道府県にしようと提案したところ、この案が採用され、その後、履正社が優勝しました。選手の皆様おめでとうございます。

もっとも、妻は石川（星稜）の方がよかったようで大阪旅行には不満なようです。。

証拠の提出

証拠の提出の仕方は、「原本」と「写し」の区別を明記しつつ、書類の写しを裁判所に提出します。原本の方については、期日の際に裁判所と相手方が原本を確認します。原本が大量にあると確認作業だけでけっこう時間がかかってしまいますので、原本確認が必要なさそうなものについては、あえて写しとして提出することもあります。

相続法の改正

民法の相続部分が改正されて順次施行されていますが、今年の7月1日から施行された内容のうち主なものは以下のとおりです。

- ① 婚姻期間20年以上の夫婦間で居住用不動産を遺贈（遺言による贈与）または生前贈与した場合、持戻し免除の意思表示があったものと推定する。
- ② 遺産分割前に一定額の預貯金を払戻すことができる。
- ③ 遺留分減殺請求の名称が遺留分侵害請求に変更され、遺留分権利者が侵害者に対し、金銭での精算を求めることができるようになった。

①の持戻しとは相続人の誰かが生前贈与を受けていた場合に、その贈与額を相続開始時の財産に加える制度です。例えば、死亡時の遺産が10、相続人の一人が2の生前贈与を受けていた場合、10を基準に遺産分割をするのではなく、12を基準にすることになります。この持戻しは遺言で免除することもできます。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設